

刑務所費償還金の請求要領について（通達）

最終改正 令和 8. 4. 24 例規会第21号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により、刑事施設に収容することに代えて留置施設に留置した被留置者に係る食糧費等の費用（以下「刑務所費償還金」という。）の請求の事務をより適正に推進するため、みだしの要領を下記のように定め、平成22年1月4日から実施することとしたから、誤りがないようにされたい。

なお、刑務所費償還金の請求要領について（昭和30. 8. 3：30京会第 185号）の例規通達は、廃止する。

記

1 報告書の提出

留置管理課長及び警察署長（以下「署長等」という。）は、月の初日からその月の末日までの間（以下「請求対象月」という。）の刑務所費償還金を請求する場合は、刑務所費償還金報告書（別記様式第1号。以下「報告書」という。）を作成し、請求対象月の翌月の6日までに警察本部長に提出（総務部会計課長経由）するものとする。

なお、刑務所費償還金請求の対象となる留置がない場合についても、報告書を警察本部長に提出すること。

2 報告書の作成要領

(1) 記載要領

報告書の記載に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 収容月日、移送月日欄

(ア) 被留置者名簿（被留置者の留置に関する訓令（平成19年京都府警察本部訓令第25号）別記様式第1号）等で確認した収容月日及び移送月日を記入すること。

(イ) 被留置者（受刑者（法第2条第4号に規定する者をいう。）としての地位を有する者を除く。）の身柄を検察官に送致した後、引き続き勾留されたときは、裁判官が勾留状を発した月日を収容月日欄に記入すること。

(ウ) 前月から継続するときは収容月日欄に「前月から継続」と、翌月に継続するときは移送月日欄に「次月へ継続」と記入すること。

イ 延日数欄

収容の日は算入し、移送の日及び釈放の日は算入しないこと。ただし、翌月に継続する場合は、請求対象月の末日を算入すること。

ウ 備考欄

釈放したときは「釈放」と、釈放後に再逮捕したときは「再逮」と記載し、移送したときは移送先を記載すること。

(2) 請求金額

警察拘禁費用償還規則（昭和35年法務省令第19号）に定めるところによる。

(3) その他

刑務所費償還金請求の対象となる留置がない場合は、請求金額は「0」と記入し、内訳欄は全体に斜線を引くこと。

3 請求書の送付

- (1) 総務部会計課長は、署長等から提出された報告書に記載されている請求金額及び延日数を取りまとめ、刑務所費償還金請求書（別記様式第2号。以下「請求書」という。）を作成するものとする。
- (2) 総務部会計課長は、請求書正本1部及びその写し1部に次に掲げる書類を添えて、京都拘置所長に送付するものとする。

ア 報告書の写し2部

イ 納入通知書

別記
様式第 1 号

年 月 末日 廃棄

京都府警察本部長 殿
(総務部会計課長)

第 号
年 月 日

(所属長名)

刑務所費償還金報告書
みだしのことについては、下記のとおり報告します。
記

- 1 刑務所費償還金請求対象月
年度 月分
- 2 請求金額
円 (@ 円 × 延日数 日分)
- 3 内訳
別紙のとおり

別紙

【 年度 月分 警察署 】

内 訳				
番号	収 容 月 日	延日数	氏 名	備 考
	移 送 月 日			
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
合 計				

様式第 2 号

京都拘置所長 殿

会第 号

年 月 日

京都府警察本部長

印

刑 務 所 費 償 還 金 請 求 書

¥ _____

ただし、 年度 月分 @ _____ 円 × 延日数 日分

上記のとおり請求します。
なお、内訳は次のとおりです。

区 分	延 日 数	金 額	備 考
京都府警察本部			
上 京 警 察 署			
東 山 警 察 署			
中 京 警 察 署			
下 京 警 察 署			
左 京 警 察 署			
伏 見 警 察 署			
山 科 警 察 署			
右 京 警 察 署			
南 警 察 署			
北 警 察 署			
西 京 警 察 署			
向 日 町 警 察 署			
宇 治 警 察 署			
城 陽 警 察 署			
八 幡 警 察 署			
田 辺 警 察 署			
木 津 警 察 署			
亀 岡 警 察 署			
南 丹 警 察 署			
綾 部 警 察 署			
福 知 山 警 察 署			
舞 鶴 警 察 署			
宮 津 警 察 署			
京 丹 後 警 察 署			
合 計			